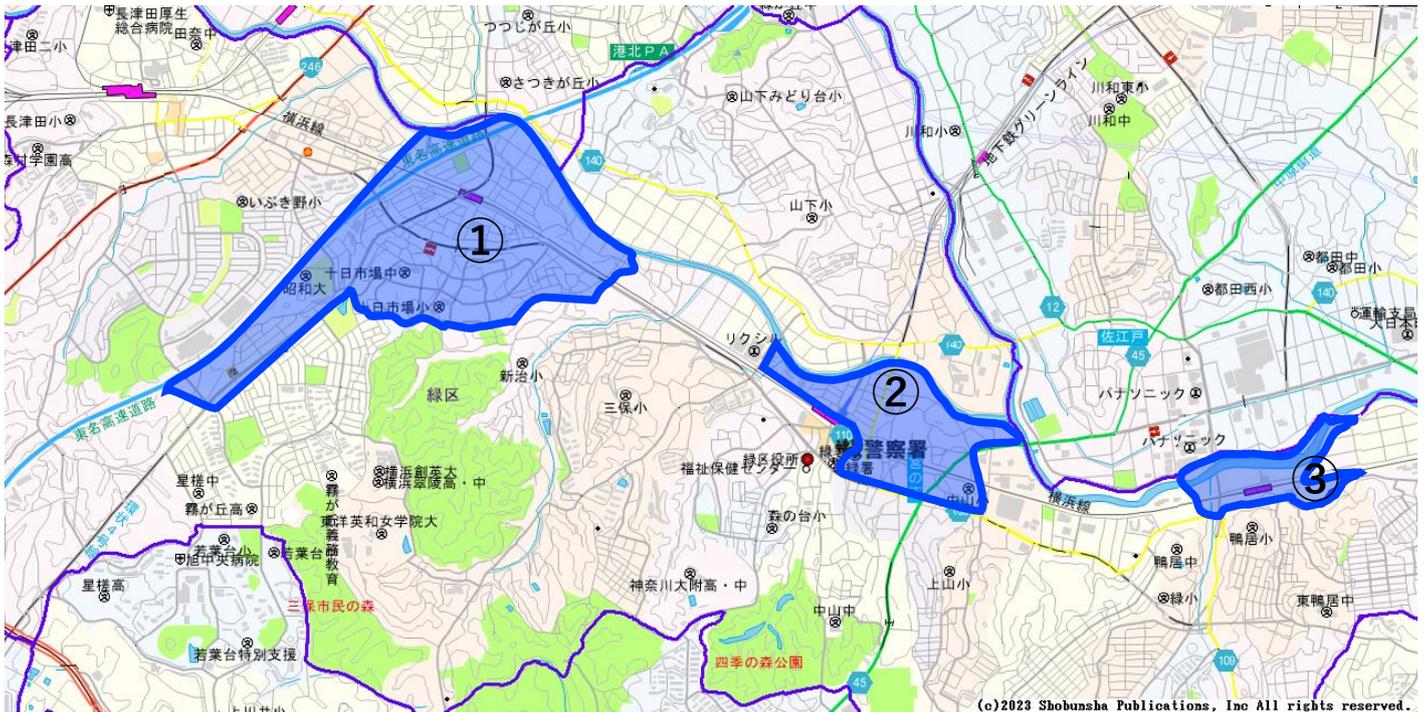


# 令和7年自転車指導啓発重点地区

【緑警察署】



(c)2023 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

## ① 十日市場町

### 【選定理由】

- ・ JR横浜線十日市場駅周辺であり、通勤・通学、買物等での自転車利用者が多く、また一時停止等の交通違反者も多いため。
- ・ 自転車関連事故が多発！（令和6年中18件）

## ② 中山1～4丁目

### 【選定理由】

- ・ JR横浜線中山駅があり、駅前周辺は道路幅員が狭く、**車両交通量が多いことから、自転車交通ルールの遵守が強く求められる状況である。**
- ・ 自転車関連事故（令和6年中8件）

## ③ 鴨居1丁目

### 【選定理由】

- ・ JR横浜線鴨居駅周辺であり、自転車利用者の違反が多く、**特に踏切遮断中の立入りが多い。**
- ・ 自転車関連事故（令和6年中4件）

## ①～③の地区・路線で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で歩行者妨害等
- 踏切遮断中の立入り
- 一時不停止



## ★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

- 1 歩道は、歩行者優先！  
自転車が通行できる歩道でも、**車道寄り**をすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は**一時停止**をしましょう。
- 2 運転中ながらスマホは罰則の対象！  
スマートフォンなどで通話や画面を注視する行為は罰則の対象です。重大な交通事故につながる危険な行為なので絶対にやめましょう！
- 3 「止まれ」では確実に一時停止を！  
一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。